

令和元年度（2019年度）第2回越谷市総合教育会議

日 時 令和2年（2020年）2月14日（金）
15：00～16：37

会 場 越谷市中央市民会館5階 第4～6会議室

次 第

1 開 会

2 協議事項

- （1）第3期越谷市教育振興基本計画策定基本方針（案）について
- （2）児童虐待防止について

3 閉 会

出 席 者

市 長	高 橋 努
教 育 長	吉 田 茂
教育長職務代理者	野 口 久 男
教育委員	堀 川 智 子
教育委員	進 藤 秀 子
教育委員	荒 木 明 子
教育委員	渡 辺 律 子

欠 席 者 な し

会議に出席した者の職氏名

【子ども家庭部】

子育て支援課長 島 田 英 恵
子育て支援課副課長 鈴 木 理 香

【教育総務部】

教育総務部長 永 福 徹
副部長（兼）生涯学習課長 福 田 博
教育総務課長 渡 辺 真 浩
教育総務課副課長 並 木 智 史

【学校教育部】

学校教育部長 岡 本 順
副参事（兼）指導課長 山 口 徳 明
指導課調整幹 菊 池 邦 隆
教育センター所長 鈴 木 雅 彦
教育センター調整幹 田 嶋 栄 蔵

【事務局】

市長公室政策担当部長 徳 沢 勝 久
市長公室政策担当副部長（兼）政策課長 山 元 雄 二
市長公室政策課主事 須 谷 美 雲

○司会 それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和元年度第2回越谷市総合教育会議を始めさせていただきます。

私、本日の司会進行を務めます、市長公室政策担当部長の徳沢と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

初めに、資料の確認をさせていただきます。次第が1枚。続きまして、出席者名簿が1枚。続きまして、資料1といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）というものが1枚。資料2といたしまして、第3期越谷市教育振興基本計画策定基本方針（案）について（概要版）、1枚、両面印刷でございます。続きまして、参考資料として、策定基本方針（案）の全文。全部で17ページの冊子でございます。最後になりますが、資料の3といたしまして、児童虐待防止について、カラー全7ページでございます。

以上が本日の資料でございます。資料に過不足等はございませんでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○司会 それでは、総合教育会議の主催者であります高橋市長からご挨拶を申し上げます。

○高橋市長 改めまして、皆さまこんにちは。

本日は、大変お忙しい中、令和元年度第2回越谷市総合教育会議にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本市の教育施策につきましては、総合教育会議において教育委員の皆さまと協議を行い、お互いに連携をとりながら取り組んでまいりました。本日の会議においては、教育振興基本計画の策定についてご協議いただき、その後、児童虐待防止について子育て支援課より報告いたします。

今後とも皆さまと意見を交わしながら、よりよい教育環境の整備を行ってまいりたいと考えておりますので、一層のご指導、ご協力をお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○司会 ありがとうございます。

続きまして、傍聴について確認させていただきます。

本日の総合教育会議につきましては、非公開とすべき事項はございませんので、公開とし、傍聴につきましても許可したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○司会 それでは、本日の会議は公開とし、傍聴を許可いたします。

傍聴を希望されている方はいらっしゃいますか。

○事務局 本日の傍聴希望者はいらっしゃいません。

○司会 いらっしゃらないということですが、この後、希望する方がいらっしゃいましたら、順次ご案内をさせていただきます。

それでは、次第の2番目、協議に移らせていただきます。

まず、協議事項(1)、「第3期越谷市教育振興基本計画策定基本方針(案)について」でございます。

初めに、教育委員会事務局の教育総務課長からご説明をいただき、その後、皆さまのご意見等をお伺いいたしますので、よろしくお願いたします。

それでは、説明をお願いします。

○渡辺教育総務課長 それでは、第3期の計画策定基本方針(案)の前に、教育に関する大綱について説明させていただきたいと思ます。

恐れ入りますが、資料の1、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)をご覧くださいと思います。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第1条の3第1項において、地方公共団体の長は、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌し、地域の実情に応じて、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとなっております。

本市では、平成27年度の第1回総合教育会議におきまして、第1期及び第2期教育振興基本計画をもって「教育に関する大綱」と位置付ける旨を決定いただきまして、同計画に基づいて教育行政を進めてまいりました。令和2年度をもちまして、第2期の教育振興基本計画が最終年を迎えますことから、令和3年度以降も引き続き教育行政を総合的かつ計画的に推進するため、第3期教育振興基本計画を策定してまいりたいと考えておりますので、本日は基本方針についてご協議いただければと思ます。

それでは、第3期越谷市教育振興基本計画策定基本方針(案)についてご説明いたします。資料の2をご覧くださいと思います。資料の2、「第3期越谷市教育振興基本計画策定基本方針(案)について【概要版】」をもとに説明させていただきます。この基本方針(案)は、令和3年度からスタートする予定の第3期教育振興基本計画を策定するにあたりまして、計画の趣旨や位置付け、策定にあたる組織等の案をまとめたものでございます。

初めに、資料1ページの「1 計画策定の趣旨」でございます。越谷市では、平成23年に策定いたしました「越谷市教育振興基本計画」、平成28年に策定いたしました「第2期越谷市教育振興基本計画」に基づいて教育の振興に取り組んでまいりました。その間、社会の状況も変化し、教育に関する課題も複雑化、多様化している状況でございます。平成30年度に学習指導要領が改訂されるとともに、国、県においても第3期教育振興基

本計画を策定し、状況の変化に対応してございます。こうした背景に加えまして、現在、計画の進捗管理において出てまいりました課題等に対応するため、第3期越谷市教育振興基本計画を策定いたしまして、本市教育の基本目標と取り組むべき施策の体系を明示するものでございます。

次に、「2 計画策定の位置づけ及び期間」でございますが、本市では、最上位計画として令和2年度に第5次越谷市総合振興計画を策定してまいります。教育委員会では、教育分野における総合計画として越谷市教育振興基本計画を策定し、本市の教育の目指すべき姿として「生涯学習社会の実現をめざして」を基本理念に掲げ、その具現化に向けてどのように教育を振興していくかを明らかにしてまいりました。

今回策定する第3期計画では、本市の教育の今後の10年間を見据えまして、令和3年度から令和7年度までの前期の5年間に取り組む施策について体系化するものです。掲載いたしました関連図でございますが、こちらは「第5次越谷市総合振興計画」を最上位計画といたしまして、「越谷市教育振興基本計画」をその部門別計画と位置付け、さらに基本計画に基づき、「教育行政方針」や「教育行政重点施策」などを毎年度策定していくという関係を図に表したものでございます。

次に、「3 計画策定の基本方針」でございますが、こちらでは計画策定に際しての基本方針について、全部で6項目を挙げておりますが、この中でも（1）から（3）の3点についてご説明させていただきたいと思っております。

まず、（1）として、先ほどご説明いたしましたとおり、「国・県の教育振興基本計画を参酌し、第5次越谷市総合振興計画と整合が図られた計画とすること」といたします。特に、学校教育分野では、技術革新やグローバル化等の社会の変化に対応するほか、新学習指導要領に基づく英語教育の本格実施など、時代に合わせた新たな施策に取り組むことといたします。

また、生涯学習・生涯スポーツ分野では、人生100年時代をより豊かに生きるため、いつでも、どこでも、誰もが学べる環境と、スポーツ・レクリエーションに参加できる機会を提供できるような施策に取り組むことといたします。

次に、（2）といたしまして、「自治基本条例の趣旨を踏まえ市民の意見を取り入れた計画とすること」です。パブリックコメントの実施や各種審議会等の意見聴取、市民の意識調査の活用などにより、市民の声を十分に取り入れた計画といたします。

次に、（3）といたしまして、「実効性のある計画とすること」です。ニーズに対応いたしました重点施策を毎年度設定いたしまして、各取組みの点検評価等を行う中で出てまいりました課題などを、次の取組みに活かしていくという、適正な進捗管理を引き続

き行うことで、実効性のある計画といたします。

次に、2ページ目をご覧くださいと思います。「4 計画策定の組織と役割」でございませう。計画策定の組織を図で表したもので、それぞれの組織の役割について記載させていただきます。 (1) の「市長」は、教育委員会で決定した計画最終案について意思決定いたします。 (2) の「教育委員会」は、基本方針、素案及び最終案について審議・決定いたします。 (3) の「策定委員会」は、関係各部長で構成され、施策の方向性等について総合調整を図り、教育委員会や審議会等に提出する計画案等を決定いたします。 (4) の「検討部会」は、主に関係各課所長で構成され、計画策定に関する調査・研究、素案及び最終案の検討等を行います。

次に、「5 教育に関する意見の聴取方法」でございませうが、先ほどもご説明いたしましたとおり、さまざまな方法により、幅広く市民の皆さまからの意見を聴取した上で計画を策定してまいりたいと考えてございませう。

説明につきましては以上となります。

○司会 ありがとうございます。

まず、資料1の内容に関して、整理をさせていただきたいと思ひます。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3において、「地方公共団体の長は、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする」とされております。本市におきましては、平成27年度の第1回総合教育会議におきまして、教育振興基本計画を、この法律で規定される教育に関する大綱として位置付けることといたしました。そこで、今回の説明にもございませうが、第3期の教育振興基本計画についても同様の扱いとして、法律上の教育に関する大綱として位置付けたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○司会 ありがとうございます。

それでは、資料の2、ただいま説明がございませう「第3期越谷市教育振興基本計画策定基本方針（案）について（概要版）」及び参考資料でお配りしている基本方針（案）の全文につきまして皆さまのご意見等を伺いたいと思ひます。

まず、高橋市長、いかがでしょうか。

○高橋市長 第1期、2期と取り組んできた内容を踏まえて3期目の策定について検討を進めていくと思ひますが、今の時点で、特に新たな取組みを第3期に盛り込む予定はありますか。

○司会 今、皆さまのお手元に現計画である第2期越谷市教育振興基本計画をお配りして

おりますけれども、現計画は令和2年度で終わりますので、令和3年度から5年間の第3期の計画を策定するにあたって、基本方針について先ほど説明がございました。今、市長からお話があったとおり、例えばこれから第3期の計画の作り込みをしていくうえで予想される、第2期との違い等、何か特段ございますか。

○吉田教育長 私からいいですか。この基本方針の枠組みとか、あるいは計画の位置付けについては、資料を見ればおわかりになると思うのですが、今高橋市長さんがおっしゃった、内容の部分については見えてこないと思います。これから計画を作り込んでいく段階ですので、資料には示していませんが、基本的な内容についてお話しする時間をもらっていいですか。

○司会 はい。

○吉田教育長 繰り返しになりますけれども、本計画では、今後10年を見据え、前期5年間に取り組む施策について体系化することとしております。教育を取り巻く社会環境の変化をどう捉えているのかということになるわけですが、そこから説明しないとなかなか組み立てができないので、ちょっと長くなります。

新学習指導要領であるとか、あるいは国の第3期教育振興基本計画、それから教育再生実行会議というのがあるのですが、そこからの提案、そして国際的な動きからキーとなるワード、あるいはセンテンスに注目してみると、新学習指導要領では、現行の学習指導要領の生涯学習の基礎としての生きる力を育むということは、そのまま今回も受け継いでいる形になっております。この辺は異論のないところですが、ここで、生きる力を育むために必要なこととは、生きて働く知識・技能の習得であるとか、未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力などの育成、学びに向かう力、人間性の涵養、主体的・対話的で深い学びの視点からの学習課程の改善、これはいわゆるアクティブラーニングのことですが、学習指導要領には横文字は使わないのだそうで、日本語になっています。それから、豊かな心、健やかな体を育むための道徳教育の充実、体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実があげられています。

また、今回の改訂が目指す基本理念としての変化を前向きに受け止め、よりよい社会の担い手となるために必要な資質・能力を育むという目標を地域と共有し、連携して育むということと、したがって、そのための学校の全体計画である教育課程は、社会に開かれた教育課程でなければならないということ。さらに、この教育課程を運用する際の、いわゆるカリマネ、カリキュラム・マネジメントで求められていることとして、目標達成のための教科横断的な視点、調査やデータに基づくPDCAサイクルの確立、人的・物的資源の活用の3つの側面から教育課程の編成、実施、評価、改善を行うといった、

キーとなるセンテンスやワードが挙げられるかと思えます。

次に、国の第3期教育振興基本計画からは、これはおなじみの言葉だと思いますけれども、IoTとかAIとかビッグデータなどに代表される超スマート社会、Society 5.0と言っています。それから、人生100年時代を豊かに生きる。それとEBPM、客観的な根拠に基づく政策立案とありますが、こういうようなことがキーとなる言葉として挙げられています。

それから、教育再生実行会議からは、社会とのかかわりの中で自己を肯定的に捉える感覚が低いと言われる中、子どもたちの自己肯定感を育むことが提言されたということ。そして、国際的な動きとしては、国際人権規約とのかかわりが教育の無償化、幼児教育の無償化となったところですが、障害者権利条約とのかかわりから合理的配慮、最後にSDGs、持続可能な開発目標の進捗状況を報告する国連の会議での日本政府が表明した、誰も取り残さない、多様性と包摂性のある社会を、実態を伴った形で実現する、をキーとなる言葉として挙げる可以考虑しております。

いずれにいたしましても、こうした変化の激しい社会を生き抜いていくために必要な力が生きる力であり、そこでは何か問題にぶつかったときにそれを自らの課題として受け止め、既習の知識・技能を生かして自ら考え、判断、表現することなどを通して、協調して解決していく力、知識・技能の更新のための生涯にわたる学習、他者や自然や環境とともに生きること、そしてたくましく生きるための健康や体力、これが求められていますことから、生涯学習社会の実現を目指してという基本理念、これは第2期教育振興基本計画の基本理念、第1期もそうでしたが、誰もが夢や希望を持ち、生涯にわたって学び続け、その成果を地域社会や次世代に受け継いでいくことで、まさにこれらの社会変化に対応していくものであり、この理念については第3期計画でも引き続き掲げていきたいと考えているところです。

さらに、学校教育、生涯学習、生涯スポーツという3つの分野における基本目標である「生きる力を育む学校教育を進める」、「生涯にわたる学びを充実し、地域の文化を創造する」、「生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しめる環境をつくる」、を定めています。この基本目標についても同様に継承して引き続き掲げていきたいと考えております。

しかしながら、施策レベルでの目標管理という点では、目標達成、それから達成に向けてのスクラップ・アンド・ビルドを考えると、施策にぶら下がっている主な取り組みや達成指標との整合性を見直す必要があると考えておりますことから、第2期計画においても見直しましたけれども、施策の方向、施策、主な取り組み、そして達成指標について

は今回も見直していくこととしております。

そこで、施策については何を指すのか。その目標を明確にし、設定し直します。そして、主な取組みについても、その上位施策の目標に沿うよう整理してまいります。特に、達成指標については、これまでもPDCAサイクルにおいて進捗管理に活用してまいりましたが、指標の目標が施策の目的や成果にリンクしているかどうか、成果指標でなく活動指標になっていないか、達成しやすい安易な数値目標となっていないかなどの観点から、施策の目標に寄与するような達成指標として見直す必要があると考えております。

たびたび総合教育会議でも市長さんから、自立できるような元気な子どもを育ててほしいというお話がございました。そのための環境づくりについては、市長さんのほうでしっかりやっていくというような大変私どもとしてはうれしいお話も聞かれたところでした。

今言ったような見直しを図りながら、市長さんのお考えを十分に計画の中に盛り込んでいきたいと考えているところでございます。具体的にどうするということについては、まだ、この場ではなかなかお話しできませんけれども、そういった方向で計画を策定していきたいと考えております。

○司会 ありがとうございます。

今、吉田教育長さんからこれから第3期の本市の計画を作るに当たって、国の動きについてご説明をいただきました。新学習指導要領ですとか、あるいは教育再生実行会議の国の動きということで、これらをベースにして具体的にこれから作り込んでいくといった内容のお話でした。

高橋市長、いかがでしょうか。

○高橋市長 私は、この第2期の冊子を改めて今、目次のところから見ましたが、とにかく詳細にわたって書かれていると思います。どれもこれも大事だと思います。しかしながら、実際に取り組んでいる現場の先生方からすれば、計画には書いてあるけれども、なかなかそのとおりに進まない、いろんな問題にぶつかってくるという思い、また現実**に**ぶつかっている、どう対応したらいいかということについて、日常、苦勞してやっ**て**きていると思うのです。これはなかなか心配が絶えることがない。次から次へと新しい問題が出てくる。世の中動いていますし、人も生きているわけですから、なかなか思うとおりに進まない現状があります。

そういう中で、どこに力を入れていくか、時代の**ニーズ**にしっかりと応えていってほしいと思います。特に今、大きな課題としては、障がい者の教育が大きく取り上げられ

てきていますよね。これは本当に私自身も悩むのですけれども、実際に子どもたちが、どこまで親や、先生方が思っているとおりに応えてくれるかということについては、非常に難しい面があると思います。そういったことをできる限り子細にわたって、その子に合った教育を施していかなくてはいけないと思うのです。親としては通常学級に入れたいけれども、本当にそこで対応できるのか、受け入れる側、親の思いと子どものあり方、このことについては、その都度取り組んでいかないと、なかなか合意が得られないという難しさがあると思うのです。

小中学生のころの体験が、青年、大人になって非行につながっていくことが多々あると言われていきますよね。そのことについて、どうやって対応していくかということが、これからの教育の中では非常に重要なのではと思います。それだけに学校の施設もちゃんと整備していかなくてはいけないし、教育の内容についてもしかりですよね。また、補助職員の採用については、なかなか自治体だけでは賄い切れず、国、県もどこまで考えてくれているのか、支援してくれるのかわからないような現状があります。保護者からの要望と現実のギャップがありますから、しっかりと教育の現場で対応していただきたいなと思っています。

この方針の中では、そういう細かいところまで、うたい切れないと思いますけれども、あるべき姿はきちとうたって、教育委員会と私ども行政が努めていくべき施策と、マッチした計画をつくってほしいと希望しています。

○司会 ありがとうございます。この件につきまして教育委員さんはいかがでしょう。野口委員さん、お願いします。

○野口委員 市長さんからのお話に関連して、障がいのあるお子さんと非行との結び付きという点について、私が最近読んだ本では、少年院へ入ったお子さんの中に、小さいときに発達障がいを抱えながらもなかなか見つけてもらえなかった事案がありました。その中で幼少期に適切な教育体制の中で育っていれば、という話があったので、お話を伺っていて、小中学校での対応が非常に社会の安定にもつながるのかなと思いました。

それと、教育振興基本計画につきましては、教育委員会のほうでも点検評価をしながら成果と課題が明確になってきていると思います。また、教育長さんから話があったように、指標との整合性については、やはりこの前の教育委員会会議の中でも出ておりましたが、指標によっては、これで成果が図れるのかなという部分もあったようですので、また検討する必要があると思っています。

それから、最近感じる事が多くなってきたのですけれども、これからの社会を考えたときに、ICTの普及とかグローバル化については、いろいろなところで対策を打つ

ようになってきているのですが、少子高齢化、そして人口減少ということに対し、子どもたちの心のありようについては、まだ議論が進んでいないのかなと思っています。今の世代の人たちは血縁関係も多く、比較的いとも多かったりするのですが、少子高齢化になったときに、子どもたちの血縁関係、親戚も今ほどはなくなっていくのかなと思います。そうすると、孤独感を抱える子どもあるいは成人が増えてくるのかなと若干心配しているのですが、そんなときにやはり、何といたっても地域みんなで人と人とのつながりをつくっていくということが教育としては大事かなと思います。学校で言えばクラス意識とか、あるいは学年意識とか、学校意識とか、愛校心などを養っていきながら、人とのつながりを教育振興計画の中にもちりばめ、地道にやっていくことが大事かなと思っています。市民体育祭とか、文化祭とかサークルとかで豊かに暮らせる、そういう場を提供していくということが必要なのかなと思っています。人口が減っていったときには、どうしても共に助けるといふ共助の精神がなければ、豊かな生活はきっと将来営めないのではないかと心配するところがあり、子どもたちにとってもスマホ等の普及によって、人と人が直に接する遊びが減ってきているのではないかなと心配しています。そういった意味では、こういう計画の中に人と人とのつながりというものを一つのキーワードとして加え、これから取り組んでいく必要がもっとも増すのではないかなと私は思っています。ですので、今やっている施策の中には、人口が減ってきている中で無駄ではないかなと思うようなこともあるかもしれませんが、地道に続けていることで、そこに取っかかりをつくって、人と人とのつながりをつくっていくということが我々に求められているのかなと感じていますので、これからも、今やっているものを続けていくといいのかなと私は思っています。私からは以上です。

○司会 ありがとうございます。ほかの委員さん、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、協議事項の（１）につきましては、以上で終了とさせていただきます。

続きまして、協議事項の（２）に移らせていただきます。児童虐待防止につきまして、子ども家庭部の子育て支援課長から説明をお願いします。よろしくお願ひいたします。

○島田子育て支援課長 ただいまご紹介に預かりました子育て支援課長の島田でございます。本日は、児童虐待防止について、子ども家庭部子育て支援課からご説明いたします。スライドと、お手元にカラー印刷の資料がありますので、どちらかをご覧ください。それでは、申し訳ありませんが、パソコンの操作がありますので、着座にてご説明させていただきます。

テーマは、「児童虐待防止について」、副題として、「子どもの最善の利益が実現される社会を目指して」でございます。このテーマ選定の理由でございますが、近年、全国的

に児童虐待が増加しており、社会問題となっております。2018年3月、目黒区で5歳女児が死亡し、その後、2019年1月、野田市で10歳女児、6月には北海道札幌市で2歳女児が死亡いたしました。このように立て続けに発生した児童虐待死亡事案に対し、社会全体で何かできなかったのか、また行政としてどのように対応すべきだったのかが問われました。本会議において、児童虐待の現状や市の取組みを教育委員会と共有することで、さらに児童虐待防止に対する取組みを進めさせていただきたいと考えております。

また、併せまして、子どもの権利条約でうたっている子どもの最善の利益という考え方についても説明させていただきたいと考えております。こちらの子どもの最善の利益につきましては、現在策定中の令和2年から6年度を計画期間といたします第2期子ども・子育て支援事業計画、計画策定の背景・目的でも述べております。子どもの最善の利益ですが、これは児童の権利に関する条約、通称子どもの権利条約でうたっております。これは、保護者を含む大人の利益が優先されるのではなく、子どもの人権を尊重することや、子ども主体で判断することの重要性を表しています。ユニセフ協会では、子どもでも分かりやすいように、第3条、「子どもにとって最もよいことを」、「子どもに関係のあることを行うときには、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えなければなりません」と訳しております。これは、虐待の問題を考える上でも大切なことです。この条約は、1990年に発効され、日本がこの条約に批准したのは1994年、25年を過ぎました。しかし、日本では児童虐待や子どもの貧困など、さまざまな問題があります。このような問題がなくなる社会を作っていかなければなりません。

次に、児童虐待について説明します。これは、児童の虐待防止等に関する法律第2条に定められております児童虐待の定義です。第2条、この法律において、「児童虐待」とは、保護者がその監護する児童について行う次に掲げる行為をいう。

1、児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。これは身体虐待です。

2、児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。これは性的虐待です。

3、児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。これはネグレクトです。

4、児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる身体に有害な影響を及ぼす言動をいう。第16条において同じ。その

他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。これは心理的虐待です。

このように4つに分けられておりますが、特に4つ目の心理的虐待の増加が著しくなっております。この後のページでご説明いたします。

次に、市町村、児童相談所の児童虐待相談対応件数の表になります。このように見ていただければわかるように、児童虐待の相談対応件数につきましては、増加の一途をたどっております。

次の表です。児童相談所での児童虐待相談対応件数の虐待の種類別の表になります。今ご説明しました4つの虐待なのですが、この茶色っぽいものが身体的虐待、灰色がネグレクト、一番下の黄色いのが性的虐待、そして一番増えておりますのが、先ほど増えていると申しあげました心理的虐待になります。心理的虐待に関する通告が10年間で約10倍に増えております。理由としましては、こちらの表のところにもあるのですが、まず平成16年10月に児童虐待防止法の改善により、配偶者間の暴力（面前DV）が心理的虐待に含まれることが明文化されました。もう一つ、ここの平成25年のところですが、平成25年に警察がDV事案への積極的な介入及び体制を確立したことにより、警察から児童相談所への通告が増加していることが主要因であり、この課題に対して児童相談所と市町村は協力して対応していく必要がございます。

それでは、児童虐待の対応について説明します。虐待通告があった場合の安全確認です。48時間ルールというのがあります。こちら読み上げます。「安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって把握されている状況等を勘案し、緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、自治体ごとに定めた所定時間内に実施することとする。当該所定時間は、自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、「48時間以内とする」ことが望ましい。」と迅速な対応が求められております。

次です。要保護児童対策地域協議会です。こちらなのですが、赤く色をつけているところを読みますと、「要対協」となります。略して「ヨウタイキョウ」と呼んでおります。この目的なのですが、児童福祉法の規定に基づき、要保護児童、要支援児童及びその保護者または特定妊婦への支援のため、要保護児童等に関する情報交換、支援の内容に関する協議及び調整を行うことを目的としております。具体的に要保護児童とは、保護者に監護されることが不相当であると認められる児童や保護者のいない児童をいいます。要支援児童とは、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童をいいます。特定妊婦とは、出産後の養育について特に支援が必要と認められる妊婦をい

ます。

その下の構成員ですが、12の組織で構成されております。昨年8月に要対協の構成員について国からの通知が来まして、こういう団体の方を入れてくださいというのがありまして、越谷市の中でも構成員でなかった、配偶者暴力相談支援センターを構成員に入れるよう国から通知が来まして、こちらも本市としても入れることにしました。やはりDV対策と児童虐待防止対策との連携強化のため必要となるものです。報道を見ている、児童虐待の家庭は同時にDVもあったという事実が多々あります。構成員の中で、越谷市教育委員会とありますが、こちらは教育センター、保健医療部は市民健康課、精神保健支援室、子ども家庭部は子育て支援課、子ども育成課が委員となっております。この構成員で代表者会議を年1回程度行い、構成員の中で実務関係にある団体で月1回、実務者会議を開催しております。また、特別に検討する必要があるケースにつきましては、個別ケース会議として随時行っております。

次のページに行きます。家庭児童相談室。こちらも赤いところを略して「家児相」と読んでおります。内容につきましては、家庭における子どものしつけや行動、親子関係などの悩み相談、学校や幼稚園に行けない、夜尿や爪かみ、チックが治らない、非行の心配などです。対象は18歳未満の子ども及び保護者。相談時間は、月から金曜日。午前9時から4時。場所は、こちら中央市民会館4階に相談室がありまして、そこでやっております。保護者の悩みを聞いて、寄り添えるような、虐待防止として役立っております。相談員が2人おまして、交代で勤務をしております。保護者には、いろいろな悩みがある方につきましては、話を聞いてもらえるだけでも気持ちが落ち着くようです。

次は、具体的な講座です。子育て支援課でやっているものなのですが、「どならない子育て講座」という名で平成28年度から実施しております。このプログラムは、講師のデモンストレーションや受講者のロールプレイを通して具体的に学んでいきます。上手に褒める方法を学び、実践していくことで子ども自身は自主性を育み、親は子どもの成長に喜びを感じられる効果が期待できます。これにより良好な親子関係を形成し、子育てのストレスを軽減させる育児方法を学ぶ内容となっております。

内容は、講座が2種類ありまして、通常版の3回講座2時間のほうとダイジェスト版、1回講座の2時間がございます。例えば通常版の1のわかりやすく伝えるということでは、子どもの行動を抽象的な言葉を使わずに具体的に表現する方法を身につけます。2番の上手に褒める・上手に叱るでは、行動後の結果、親の対応ですね。親の対応に注目し、子どものよい行動を増やし、悪い行動を減らす方法を身につける。あとは、スモールステップで褒めるということです。最後に褒めるというよりも、ちょっと何かをした

ら褒める、何かをしたら褒めると細かく褒めることが必要だそうです。3番、イライラを減らすトラブルへの対処法。親のほうの対応なのですが、親が深呼吸して落ち着く。子どもが落ち着くための時間を取る。子どもの気持ちに寄り添う表現を伝える。子どもにしてほしいことを伝えるなどの、このような講座をやっております。

次のページになります。次は、関係機関との連携協力です。連携を図ることは、とても大切です。子育て支援課や児童相談所のケースワーカーだけで全ての虐待が防止できるわけではありませんし、やはり所属している身近な機関等と協力するのが大切と考えております。最初の児童相談所の連携。こちらは、児童福祉の中核的な専門機関ですので、常に連携を図っております。

次に、警察との連携。虐待等で110番通報があった場合、要対協の取扱い状況などを共有しております。また、次の居所不明児ですが、これは平成26年に厚木市にて、5歳の男児が父親に放置され、遺体で発見された事件を受け、住民票はあるが、保健福祉サービスなどを受けていない。例えば病院の履歴がない、乳児健診に来ていない、保育園に入っていない、来ていないなどの子どもの実態を把握するように国から指示されているものです。海外に行っている可能性がある場合は、入国管理局に照会する場合があります。実際に家にいるだろうという場合でも、本人を確認する必要がありますが、なかなか会えなかったりする場合は警察の協力を得る場合があります。

次の婦人相談所や配偶者暴力相談支援センターとの連携です。先ほどの要対協の欄でも申し上げましたとおり、児童虐待とDVは関係が深くなっております。

次の学校、保育所、保育園等、認定こども園及び認可外保育施設等との連携です。こちらは、ふだん子どもたちが通っている施設ですので、多くの情報があります。また、虐待等の対応後も状況を把握していただいております。

最後の子育て世代包括支援センターとの連携です。本市では、平成30年にこのセンターを設置いたしました。母子手帳の発行をここでしてございまして、妊婦の方の状況がわかり、出産後も乳児家庭全戸訪問を行っております。虐待の可能性があった場合は、こちらから情報をいただき、連携しております。

次がその他の取組みです。幅広い相談窓口を持つことによる虐待防止です。子育てサロンの開催、児童館に子ども家庭相談員の配置、地域子育て支援センター相談員の配置です。子育てサロンは、親と子と一緒に遊べる場所の提供や講座等が主なものですが、なかなか相談に行くことができない方でも、その子育てサロンに行ったついでに職員さんに相談するなどの相談しやすい場所でもあります。

次に、母子保健事業による虐待防止です。妊産婦、新生児訪問事業、産後鬱への対応

や、子育て世代包括支援センターでの母子健康手帳交付の際の保健師による相談は、先ほど申し上げたとおりです。乳児健診、各種相談についても虐待の早期発見には欠かせないものとなっております。

啓発事業の児童相談所全国共通ダイヤル「189」の周知ですが、こちらは「イチハヤク」ということで皆さんに覚えていただいております。平成27年7月1日より、最初は10桁の電話番号だったのですが、覚えやすい3桁の電話番号となりました。ここにかけてと近くの児童相談所に24時間つながる仕組みとなっております。令和元年12月から通話料が無料となっております。そのほか虐待防止のパンフレット等がございます。

一番下の研修会ですが、子育て支援課のケースワーカーが子どもに関係する、団体等に対し研修を行っております。

次のページになります。児童虐待対応のさらなる取組みです。こちらは、児童虐待防止対策体制総合強化プラン、国のプランなのですが、そちらでは子どもとその家庭及び妊産婦等に対する相談支援を行う、子ども家庭総合支援拠点の設置が求められています。本市では、国が目標としている2022年度までに設置できるように進めています。どのようなものかと申し上げますと、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に長期的なケアと見守りなどのきめ細やかな支援を行うというものです。職員のほうもこちらに書いてあるとおりとなっております、まず子ども家庭相談員というのが社会福祉士とか精神保健福祉士とか医師、保健師、保育士などの専門職となっております。心理担当職員ですが、こちらは大学や大学院で心理学を専修する学科またはこれに相当する課程を修めて卒業した者です。3つ目の虐待対応職員ですが、こちらも家庭相談員と同じように社会福祉士とか精神保健福祉士などの資格を持っている者となっております。

越谷市の規模の場合は、こちらの職員、合わせまして最低6名の職員が必要となります。業務内容なのですが、1番目としまして、子ども家庭支援に係る業務、実情の把握、情報提供、相談対応、総合調整などをいたします。2番目としまして、要支援児童及び要保護児童並びに特定妊婦等への支援業務です。相談通告の受け付け、受理会議、調査、アセスメント、支援計画などです。3番目としまして、関係機関との連絡調整です。要対協、児童相談所、各機関との連絡調整があります。そのほかの必要な支援として里親支援なども行います。

最後になりますが、この拠点の位置付けを図にしたものがこれです。これは厚生労働省で作成した市町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係を整理したイメージ図です。一番上のところに子育て世代包括支援センターがございまして、越谷市では保健医療部市民健康課で所管しております。先ほどの連携のところでご説明したと

おり、妊産婦から子育て期にわたる総合的相談や支援を実施しております。子ども家庭総合支援拠点、真ん中にございます。こちらは先ほど説明した内容です。一番下が児童相談所ですが、虐待に関しては専門的な施設です。それ以外にも児童相談所では里親関係や療育手帳関係も行っています。左側に書いてあるリスクの程度ですが、上から下に向かって高くなります。こちらに先ほど申し上げた要対協がございまして、要対協では連携を図ることになります。子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点は市町村の設置となり、児童相談所は都道府県の設置となっております。児童相談所は本市では設置をしておりませんが、中核市でも設置できるとされています。現在子育て支援課で児童虐待の対応をしておりますが、もっと専門職を増やし、拠点を設置し、また子育て世代包括支援センター、児童相談所と連携を図り、児童虐待を防止してまいります。

児童虐待の対応につきましては、慎重に取扱わなくてはいけないもので、対応についても公表していないものが多くあるため、今回の説明も一般的なものとなりましたが、ご了承ください。

最後に、虐待以外の子育て支援についてですが、今年度、第2期子ども・子育て支援事業計画の策定に取り組んでおりまして、子どもの貧困対策の計画策定も市町村の努力義務とされました。本市ではこの貧困の内容も含めて計画を策定中です。今後も子どもの最善の利益が実現される社会を目指して取り組んでまいりたいと思います。

以上で説明を終わりにいたします。ありがとうございました。

○司会 ありがとうございました。

ただいま児童虐待防止につきまして子育て支援課長からご説明をいただきました。この件につきまして、委員の皆さまからご意見あるいはご質問等はございますか。

○吉田教育長 今、子育て支援課長さんから虐待防止に向けた基本的な考えあるいは要対協を初めとする連携体制、さらにはさまざまな母子対策、そして貧困対策を含めた計画の策定ということで、お話があったのですけれども、大変細かくやっけていただいているので、ありがたく思いました。また説明ありがとうございました。

学校ではどういう取組みをしているのか、例を挙げてご説明したいと思いますが、極めて具体的な対応になります。学校に対する教育委員会の指導としての例です。野田市の小学校4年生の女児の死亡事件について、先ほども出てきましたが、2019年(平成31年)の1月に起きた事件で、事件後すぐに校長会を開いて指導しました。この事件は、アンケートに女児が虐待を受けていると回答したことから、児童相談所に通告して、児童相談所により一時保護があり、その後、親族宅に預けて様子を見ることを条件に一時保護

が解除された。その間、容疑者がアンケートの回答を見せろと市教委と学校に抗議した。女兒の同意書がないからだめということで、そのときは拒否したが、その後女兒の同意書を見せられ、市教育委員会がアンケートの回答のコピーを容疑者に渡した。このことを取り上げて、学校等の対応も含めてお話をしました。

また、元校長にこの事件の話をしたときに、「児童相談所に、『学校からの通告であることを親に伝えてもいいか』と聞かれたら、『ぜひ伝えてください』と私なら即答した、なぜなら子どもを守るためだから」と、こうおっしゃったのです。子どもの人権を最優先に考えているからこそ、そう言えたのだろう、基本的な姿勢としては大事なことだろうと思います。また、以前、私が学校現場にいたころに、当時の教育委員会の委員長さんに聞いた話ですが、その人は弁護士なので、こういった話題になったのですが、「例えば、学校内から、道路を歩いている人に向かって生徒が大声で良くないことをどなった。そうしたらその人がどなり込んできて、校長先生に、『今大声を出していたやつを呼んでこい、丸坊主にするから』と言われたらどうしますか」と言われたことがあります。その委員長さんが言うには、これは強要罪に当たるのだそうです。なので、「これ以上そういう要求をするのであれば警察に電話します」と言えば、おとなしく帰るだろう、そういうことをシミュレーションしておかなくてはだめだと言われました。そのことも校長会でお話ししました。

今回の、野田市での場合は、名誉毀損で訴えるとの発言については、弁護士と警察との連携ができていればどうだったのか。また、コピーを出せとの恫喝に対しては、担当部局との連携ができていれば、情報開示の手順を経るよう伝えるなど冷静に対応できたはず。したがって、先生方はシミュレーションと連携が大事だということで、その必要性を指導したという経緯がありました。その後、児童虐待防止対策にかかわる関係閣議を国のほうで開いて、その中で児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策というのが出されて、学校は保護者の情報元の開示の求めがあった際は、情報元を保護者に伝えないこと、併せて市町村や児童相談所と連携して対応すること、保護者による威圧的な要求や暴力の行為等が予測される場合、速やかに市町村、児童相談所、警察等の関係機関や弁護士等と連携するなど、こういう対策が出されたのです。そして、これを受けて、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」というのが文科省から出されたのです。そこではチームとして対応するようにとあります。保護者は、担任、養護教諭、校長、生徒指導担当など、それぞれに対して異なる対応を示すことも考えられる。したがって、チームで保護者の要求や相談の内容を共有しておくことが大事であり、児童相談所や市町村にも情報を共有しておくことが必要になります。さらに、保護者からの問い合わせ

や要求に対して、一時保護は児童相談所の判断であり、学校が決定したものではない、専門機関の権限や責任で行われたことを明確に伝えること。学校はひるまず、子どもの命を守り抜く姿勢で毅然とした対応をすること。基本的に刑事上、民事上の責任が問われることはないことを踏まえ、毅然とした対応をすること。保護者からの威圧的な要求や云々と、細かく対応の手引きが示されております。我々としては、これを学校に周知するとともに、ふだんから学校、それから虐待に関する関係機関との連携に努めているところなのですけれども、こういった具体的な対応を指導し、お願いをしているところでもあり、教育委員会としてはそういう体制を整えています。ですから、要対協の存在はまさにありがたい。こういう一体的な取組みがないと、なかなか実際の対応というのは難しいなということを感じているところです。

参考までにお話しさせていただきました。

○司会 ありがとうございます。

教育長さんから、時系列で、昨年の2019年1月の野田市の事件からこれまでの取組みですとか考え方についてご発言をいただきました。

その中で、弁護士との連携というお話もございましたが、進藤委員さん、いかがでございますでしょうか。

○進藤委員 先ほど虐待とDVの関係が出てきましたが、DVにはもれなく児童虐待がついてくるというのは、これは我々の中ではある意味常識になっておりまして、DVの被害者に関しましては、いろいろなケアの制度があるのですけれども、特に子どもの心理的な被害を受けた場合のフォローが、なかなか受皿がない。先ほどDVの関係と連携をとっているとおっしゃっていましたが、そういったときに子どもの心理的なことに関してのフォローはどこで、こういった形でされているのでしょうか。

また、要対協の中で月1回程度実務者会議をされているということだったのですが、この実務者会議に関して、どういった方が集まって、実際何を課題にしているのか、テーマにしているのか、ということを追加して教えていただければありがたいと思います。

○司会 ただいま進藤委員さんから2点のご質問がございましたが、よろしいですか。

○島田子育て支援課長 実際に児童虐待にかかわっております鈴木副課長のほうで回答いたします。

○鈴木子育て支援課副課長 子育て支援課副課長の鈴木と申します。ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、DV、児童虐待の被害を受けた子どもの心理的なフォローについてですが、残念ながら、越谷市の体制としては、まだ専門職として児童心理司等の職員の配置がされ

ておりません。そのため、まず、保護者や子どもの気持ちを聞き取りさせていただき、相談をしたいという意思を確認した上で、児童相談所の児童心理司等が対応できる相談窓口へのご案内をしています。また、DV被害を受けた子どもが将来親になるとき、暴力ではない子育ての方法を経験として持っていないために配偶者にDVを繰り返してしまう、子どもに虐待をする負の連鎖というものも問題になっております。埼玉県では、そういったDVからの回復のため母と子の心理教育プログラムを受講するという取り組みもされていると伺っております。

続きまして、実務者会議の具体的内容についてお答えさせていただきます。実務者会議は、先ほどのスライドのとおり、構成機関のメンバーで行っております。虐待の疑いがある、虐待が心配されるというケースから、虐待が行われたという実際に確認をしているケースまで、幅広い児童虐待の危険度の事案を協議させていただいております。行政や関係機関がどういう支援を行うべきか、行ったほうがいいのか、行うことができるのかというのを、それぞれの機関において、一事例、一事例、協議をさせていただいているという内容になります。

○進藤委員 そうすると、先ほど出てきた個別ケース会議とどういう関係になるのでしょうか。

○鈴木子育て支援課副課長 先ほどの実務者会議はさまざまな機関が構成機関として協議のメンバーに入っておりますが、個別ケース会議は、その世帯にかかわっている機関だけを出席者としまして、より具体的に、その都度それぞれが実際に携わっている情報などをもとに協議をさせていただいております。

〔「学校関係者も入っているのですよね」と言う人あり〕

○鈴木子育て支援課副課長 そうですね。もちろん学校、教育関係機関も入っております。

○進藤委員 どうもありがとうございました。

○司会 進藤委員さん、よろしいですか。

○進藤委員 はい、ありがとうございます。

○司会 続いて、荒木委員さん、いかがでしょうか。

○荒木委員 大変わかりやすいご説明ありがとうございます。そして、細かく取り組んでくださってありがとうございます。このように現在行われている虐待への対応や虐待の防止についてしっかり進めていくためにも思うことがあるのですが、今子育てをしている方々にも自分自身が親からの虐待を受けて、それを30代、40代になってもずっとつらい思い出として持って暮らしている人たちが私の周りにもいらっしゃいます。そういう

方々が、虐待を受けたことがどれほどつらい経験であるかを訴えるとともに、自分自身がどのように子育てをすべきと思っているか、ということ語る活動をされていると聞きます。そういった話にも耳を傾けていくといいのではないかなと感じます。

以上です。

○司会 荒木委員さん、ありがとうございました。

続きまして、堀川委員さん、いかがでございましょうか。

○堀川委員 ご説明ありがとうございました。児童虐待の相談対応件数が増えているというグラフが出ておりましたが、越谷市でも増加しているという認識はありますでしょうか。連日のように、児童虐待とか幼児虐待のニュースがあり、心を痛めている次第です。絶対なくさなければいけない努力を国、また私たちもしていかなければいけないと思います。今、要対協による連携など一体的な取組みが重要ということで取り組んでいただいていると思いますが、私は、子どもたちがある程度の年齢になった際に、自分から声を発することもあっていいのではないかと思います。子どもたちにも自身の人権についてわかりやすく教育していく必要があるし、子どもたちに対して情報や知識などを与える場があってもいいとも思いました。

啓発事業の中に「189」の電話、共通ダイヤルがありましたが、もっともこの番号を世の中に知っていただく啓発活動を盛んにしていってほしいなと思います。

また、市全体、市民全体で積極的に児童虐待絶対だめという認識を持ち、ポスターなどによる啓発活動が必要だと思いました。ありがとうございます。

私からは以上です。

○司会 堀川委員さん、ありがとうございました。

渡辺委員さん、いかがでございましょう。

○渡辺委員 お話ありがとうございました。勉強になりました。順を追っていろいろ質問とか意見とかをさせていただきたいと思うのですが、まず2ページの虐待の相談対応件数なのですが、今堀川委員さんからもあったように、やはり越谷市でも同じ傾向で増えているという認識でよろしいですか。

○島田子育て支援課長 そうですね。

○鈴木子育て支援課副課長 お答えさせていただきます。

スライド、資料でお示ししましたのが、国の統計のデータとなっております。また、口頭で恐縮ですが、埼玉県越谷児童相談所の相談状況につきましても、過去5年の統計データによると毎年度過去最多を記録しているところでございます。また、越谷市の相談件数ですが、相談、児童虐待を含む養護相談という形で子育て支援課の窓口だ

けの相談件数となりますが、増加している状況でございます。

○渡辺委員 ありがとうございます。

それから、48時間ルールというのがあるのですけれども、これは原則、児童相談所の指針かと思うのですけれども、例えば本市の子育て支援課でも同じような対応をなさっているのですか。

○鈴木子育て支援課副課長 越谷市でも48時間以内に、お子さんの心配な情報があった場合に、目視での確認を行っております。

○渡辺委員 また、よくニュースで目にするのは、特に緊急性を要していなかったから先送りした結果、惨事になってしまった、大きくなってしまったという事件ですので、緊急性があるかないかという判断は、気をつけていただきたいと思います。

児童虐待の、2ページの上のスライドですが、ここに児童虐待の定義の4のところ、身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる云々と書いてあります。子どもをぶつたら死んでしまったというニュースを目にしますが、その行為が生命に影響を及ぼすということを知らない親御さんがいるのではと感じております。例えば、夜、お子さんが泣きやまないことを理由に虐待に繋がり、子どもが亡くなってしまふなど、よく聞きます。また、今の親の世代は、兄弟がいないなど、自分が小さいときに実際に赤ちゃんを見ていない人が多い世代であると思います。そういうことを考えると、母親だけではなくて、父親も一緒に講習に参加していただくとか、そういった支援も必要なのではないかなと感じております。

また、どならない子育て講座についてですが、私はこれを見たときに、ちょっと言葉がきついなと思いました。これから親になる人で、確かに自分がどなることあるなという方は参加されると思いますが、実際に、子育てにおいてどなってしまっている親御さんにとっては、このテーマはちょっとハードルが高いと感じる方もいると思います。

それに関連して、例えば家児相でやっていることや、子育てサロンなどがあることは、とてもいいことだと思います。いろんな保育園でそういう窓口があることも、すごいなと思います。しかし、問題はそこに足を運ばない人たちだと思うのです。例えば公園デビューがうまくいかなかったとか、子育てサロンに子どもを連れていく余裕がなく、行けないような方たちとか、何か隠れた部分で虐待が起こっているのではないかなと感じています。ではどうやってそれらを見つけられるかという、その地域の方々の通報などが考えられると思います。例えば、学校でのいじめについても、先生が見つかるものは10%ぐらいで、親御さん、子どもが言うてくるのもやっぱり10%ぐらいだと思います。ですので、そういったことについて、どう拾い上げていったらいいのかというのでも検討

していただきたいなど強く感じた次第です。

それで、先ほど堀川委員さんからもありましたが、啓発事業のところがすごく大切になってくると思います。これは小学校でのいじめにしても同様なのですが、よく夏休み前のお便りに、困ったときの相談窓口の電話番号が書いてあるお手紙をいただきます。それは結局親が見ることが多く、その部分を子どもがメモすることはなかなかないと思います。そこで、例えば何かの折に、相談先の情報が掲載された、冷蔵庫などに貼れるマグネットを啓発品として配り、本当に困ったときや夜中にどうしていいかわからないときにも目に入るようにすることなど、検討していただければと思います。

すみません。長くなりましたが、以上です。

○司会 渡辺委員さん、ありがとうございました。

子育て支援課から何かございましたら、お願いします。

○島田子育て支援課長 養育等に問題があって、サロン等に来られない方もいらっしゃいます。そういった場合は、同じ子育てサロンをやっている団体で、家庭訪問型の子育て支援というものがありますので、そちらをご紹介します

○司会 渡辺委員さん、よろしいですか。

○渡辺委員 はい。

○司会 ありがとうございました。

そのほかいかがでしょうか。

○高橋市長 どならない子育て講座には、どういう人が、どのくらい参加しているか関心があります。この取組みについては、良いと思いますので進めていくべきですが、本当に話を聞いてほしい人にどうやったら来ていただけるか、あるいは来たくても来られない人たちにどうやってアタックをしていくかということが肝心です。家庭訪問型の子育て支援もあるということなので、そういったことについてスマートフォン等を活用した情報提供をできるだけ広範囲に向けてやっていく必要があります。最近聞いたお話では、子育て等で苦勞している人たちに対してハンドルネームで情報提供をしているそうです。いわゆる虐待等についても、できるだけ情報提供をしていく必要がある中で、この取組みについては、非常にありがたいなと思っています。ですので、今こういった取組みのパターンがあるか、またどならない子育て講座の実績についてお聞かせいただきたいと思います。

○島田子育て支援課長 それでは、お答えします。

この講座については、ロールプレイを行うということもありまして、およそ10名の定員としていますが、30年度の実績としては、少々少なくて参加者6名となっています。

ダイジェスト版のほうも、30年度は少なくても参加者2名でしたので、今年度に関しましては、ダイジェスト版をもうちょっと工夫して参加者を集めようということで、越ヶ谷公民館・地区センターと共催して行いました。手持ちに資料がないのですけれども、その関係もありまして、ダイジェスト版の参加者は20から30名集まりました。

○高橋市長 当事者にとっては、講座への参加や、困っていることについて素直に相談することが難しいのだと思います。ですので、新聞等で痛ましい事件があったときに、優しくアドバイスする形で情報提供すること、そういった情報提供の機会を多くつくっていくことが大事だと思います。固定概念かもしれませんが、子どものときに虐待を受け、親の愛情を知らないまま自分自身が親となった場合、心の貧困、貧困の連鎖にも繋がるのではないのでしょうか。そういう視点から、子育て支援、教育について、虐待につながらないような取組みが大事なのではないかと思います。担当者でそういう視点から取り組んでいってほしいと思います。

○司会 ありがとうございます。

それでは、協議事項の（2）につきましては、以上で終了とさせていただきます。ありがとうございました。

最後になりますが、本日の会議全体を通しまして、委員の方から何かご意見ございませんか。よろしいですか。

[発言する人なし]

○司会 ありがとうございます。

以上で本日の協議事項は全て終了いたしました。

本日の議事録につきましては、作成後、市のホームページへの掲載により公表をさせていただきます。

なお、次回の総合教育会議については、決まり次第ご連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、本日の総合教育会議を終了させていただきます。ご協力大変ありがとうございました。お疲れさまでした。